

御殿場市地下水の採取等に関する指導要綱 の概要について

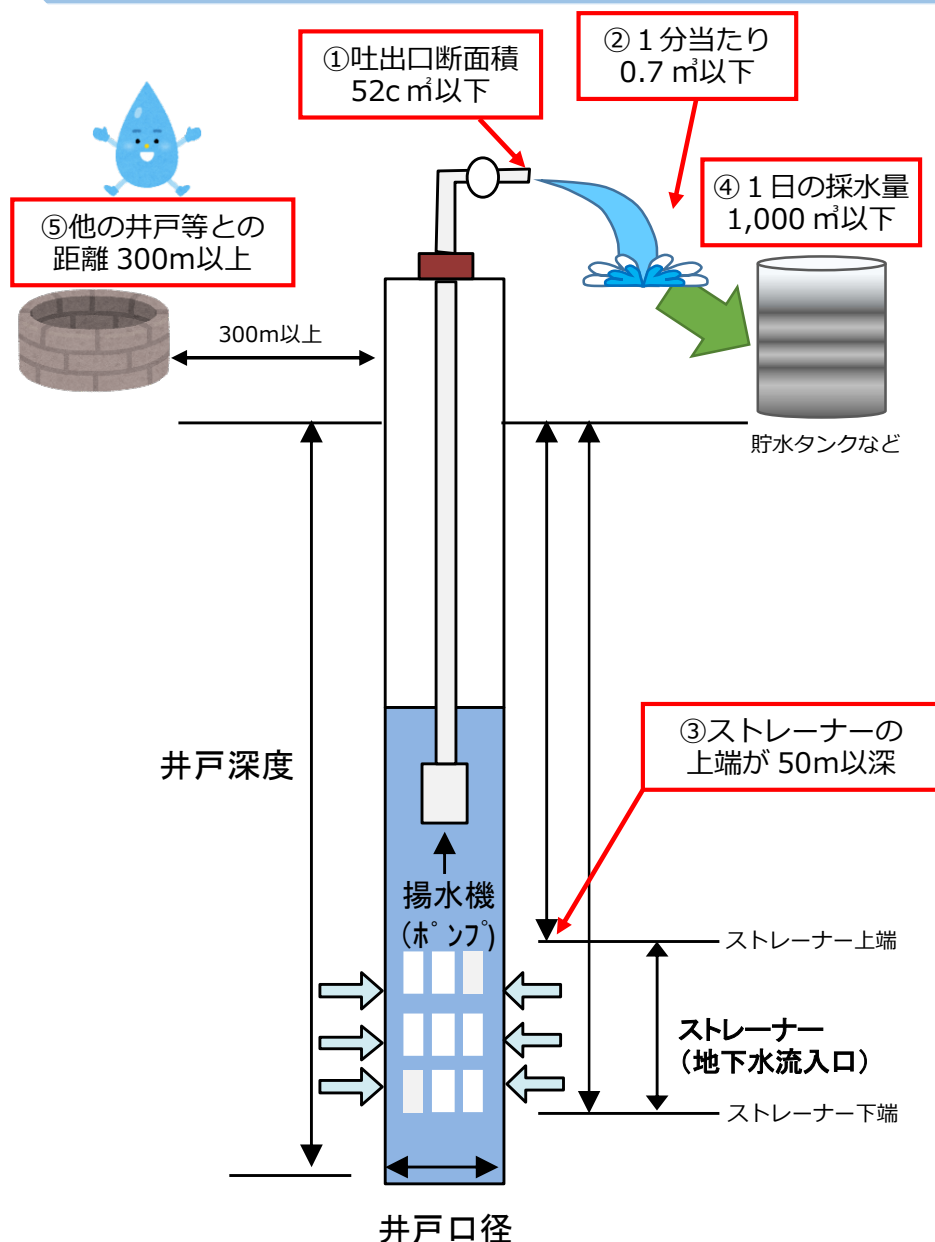
地下水の保全・地下水採取に伴う障害の防止・持続可能な地下水利用の確保を目的として、「地下水の採取等に関する指導要綱」が制定されました。
令和4年4月1日から同要綱に基づき地下水採取や手続きをお願いします。

《 新要綱の対象となる揚水設備（井戸） 》

揚水機(ポンプ)の吐出口断面積が 14 cm^2 (口径が約 4.22 cm)を超える揚水設備の設置者はこの要綱に基づき、原則として次の1から4の項目を順守いただくこととなります。

※揚水機が複数ある場合、断面積の合計が 14 c㎡を超える場合も対象となります。

1 採水基準の順守



- ①揚水機の吐出口断面積が 52 c㎡以下であること
- ②1 分当たりの地下水採取量が 0.7 m³以下であること
- ③ストレーナー(取水口)の位置が 50m以深であること
- ④1 日当たりの地下水採取量が 1,000 m³以下であること
ただし、一画の敷地面積が 40,000 m²を超える場合でかつ十分な地下水賦存量を有することが確認できるなどの諸条件に該当すると市長が認める場合は 2,000 m³/日以下まで採取可
- ⑤新たに揚水設備を設置する場合、他の井戸等 300m以上離すこと。
ただし、地下水の使用に関して 300m以内の地下水利用者と協定を締結するなどして同意を得ている場合は 300m以内の設置も可

※既にこの要綱制定前に「御殿場市地下水採取に関する要領」による届出があったものについては、その届出の範囲内で地下水の採取が可能です。

2 水量測定器の設置

新たに揚水設備を設置する場合や揚水設備の設置により吐出口断面積の合計が 14 cm^2 を超える場合、地下水の採取量を計測するための地下水測定器の設置が必要となります。既設の揚水設備についても、水量測定器の設置をお願いいたします。

3 年間の地下水採取量の報告

所定の報告様式(市ホームページからダウンロード可)により、毎年1年分(1月から12月分)の地下水採取量を翌年の1月末までに市環境課へ報告することとなります。

4 届出が必要な事項

以下の事由に該当する場合は市環境課に届出が必要となります。

- ① **新規**に吐出口断面積が 14 cm^2 を超える揚水設備を設置する場合
※揚水機が複数ある場合、吐出口断面積の合計が 14 cm^2 を超える場合も対象
- ② **既設揚水設備を廃止し**、吐出口断面積が 14 cm^2 を超える
代替揚水設備を設置する場合
- ③ 揚水設備所有者、管理責任者に**変更**があった場合（承継を含む。）
- ④ 揚水設備の能力、採水量、揚水機の付け替え、ストレーナーの位置等
を**変更**する場合
- ⑤ 揚水設備を**廃止**した場合
- ⑥ 揚水設備を**休止・再開**した場合



○届出様式や採水量報告様式については、市ホームページに掲載されています。
届出様式等が必要な場合は、ホームページからダウンロードするか環境課へご連絡ください。

○市ホームページ URL・QR コード

<https://www.city.gotemba.lg.jp/kurashi/b-11/b-11-4/13239.html>



《問い合わせ先》

御殿場市環境課 環境政策・保全スタッフ

電話：(0550) 83-1603

FAX：(0550) 83-1685

メール：kankyo@city.gotemba.lg.jp

